

横浜市都筑公会堂 無料 LAN 設備利用規約

横浜市都筑公会堂（以下、「当施設」という）無料 LAN 設備（以下、「当設備」という）は、当施設がイツ・コミュニケーションズ株式会社と契約し、提供するものです。

（当設備の利用条件）

第 1 条 当設備は、申請者が利用申請を行った時間内に限り利用できます。なお、申請者が収受した ID 及びパスワード等、当設備を利用するに当たり必要な情報については、申請者自身のみ利用に留め、第三者への提供を禁止します。

2 ID 及びパスワード等、当設備を利用するに当たり必要な情報については、申請した時間内のみで利用することとします。申請した時間及び利用が可能な諸室以外での、当設備への接続は禁止します。

3 当設備の利用に当たっては、イツ・コミュニケーションズ株式会社が定める利用規約を遵守するものとします。

（当設備における使用状況等の記録）

第 2 条 利用状況及び不正アクセス確認のため、設備への接続状況・使用状況は記録するものとします。

（当設備における禁止事項）

第 3 条 次の行為によって、他の施設利用者及び第三者に損害が生じた場合、当設備の利用者は、その資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし、当施設は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 他の施設利用者、第三者の著作権、又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 他の施設利用者、第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- (3) 上記 1、2 の他、他の施設利用者に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
- (4) 他の施設利用者、第三者を誹謗中傷する行為。
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の施設利用者又は第三者に提供する行為。
- (6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為。
- (8) ID 及びパスワードを不正に使用する行為。
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、当設備を通じて、又は当設備に関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (10) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為。

(当設備における免責事項)

- 第4条 当施設は、当設備の内容、及び利用者が当設備を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 2 当施設は、犯罪利用の防止及び利用者の安全確保などのため、不適切な WEB サイトへのアクセスを制限することができるものとします。
 - 3 当設備の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、当設備を通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他当設備に関連して発生した利用者の損害について、当施設は一切責任を負わないものとします。
 - 4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとします。
 - 5 当設備への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとします。ノートパソコンの機種、OS、ソフト等によって、当設備を利用できない場合があっても、当施設は一切責任を負わないものとします。
 - 6 利用者が当設備を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当施設は一切の責任を負わないものとします。
 - 7 当施設は、当設備の適切な利用を図るため、接続を制限する場合があります。

(当設備の運用の中止)

- 第5条 次の理由により当設備の運用を中止することがあります。そのことより、当設備利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、当施設は一切の責めを負わないものとします。
- (1) 当設備の保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当サービスの運用が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) 当設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合。
 - (4) その他、当施設が当設備の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合。